提出された意見等の概要及び対応(案)

案件名:中小企業の振興に関する条例改正要綱(案)

意見募集期間:令和元年11月20日~令和元年12月3日

意見等の提出件数:15件(4人)

①意見を反映2件、②今後の検討・実施の参考8件、③その他5件

	意見等の概要	意見等への対応
1	「中小企業関係団体及び金融機関等と連携し、」の部分について、	〔意見を反映〕
	既に第4条2項に規定されており、他の条文とのバランスを欠く。	当該箇所について削除しております。
2	「復旧・復興」の部分について、「・」が使われることはまれで	〔意見を反映〕
	あり、「復旧または復興」と規定すべきである。	国の法律での使用例をもとに「復旧復興」と改めております。
		【参考:強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災
		等に資する国土強靱化基本法】
		第1条 この法律は、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並
		びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な
		影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等(以下単に「大規模
		自然災害等」という。)に備えた国土の全域にわたる強靱な国づ
		くり(以下「国土強靱化」という。)の推進に関し、基本理念を
		定め、国等の責務を明らかにし、及び国土強靱化基本計画の策定
		その他国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定めるとと
		もに、国土強靱化推進本部を設置すること等により、国土強靱化
		に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の
		確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資する
		ことを目的とする。
3	既存の支援策に加え、今後新たな施策が拡充されることを期待し	[今後の検討・実施の参考]
	つつ、それら支援策の情報を被災前および被災直後、速やかに中小	ご意見は、具体的な施策の実施に当たり参考としていきます。
	企業に浸透させるような支援体制の整備も重要である。	
4	BCPをより身近に感じてもらうため、平時より企業が関心を持	
	って取り組む経営計画づくり等において、BCPへの啓発や導入を	
	促進していくことが重要である。	

提出された意見等の概要及び対応(案)

	意見等の概要	意見等への対応
5	災害が起きてからではなく、災害を想定し、支援策の具体化を考	〔今後の検討・実施の参考〕
	えることが必要である。	ご意見は、具体的な施策の実施に当たり参考としていきます。
6	阪神・淡路大震災時における問題点を洗い出し、国のグループ補	
	助金に対する県の上乗せ、二重ローン・既存債務の免除など、備え	
	ることが必要である。	
7	平時から地元業者、中小企業者・小規模事業者に仕事をどう回す	
	かの視点が必要である。	
8	国の激甚災害認定を受けない災害においても、地域内で被害の差	
	が大きいことが多くあり、一定の被害額以上の場合には支援の対象	
	にする措置を講じるなど、実態に即した対応を希望する。	
9	BCPや事業継続力強化計画の作成支援(個別企業だけでなく集	
	合研修)や試験運用など、事前予防対策の支援も有効である。	
10	条例に定める事項、その実施状況その他必要な事項について、中	
	小企業経営者も参加して率直に意見交換できる「円卓会議」を設け	
	て頂くことを期待する。	
11	「地震、風水害その他の災害時において、」の部分について、地	〔その他〕
	震、風水害は、その他の災害を含めた例示であり、例えば、「地震、	「災害時」は、災害の時という意味であり、地震、風水害は災
	風水害その他の災害が生じた場合において、」等の明確な表現に改	
	める方が適切である。	とから、変更は行わないこととします。
		【参考:農業用ため池の管理及び保全に関する法律】
		第 12 条 市町村長は、その区域内に存する特定農業用ため池の
		決壊に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避り
		難路その他の避難経路に関する事項その他水害その他の災害時
		における円滑な避難を確保する上で必要な事項について、これら
		を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずることにより
12	自然災害の発生等により甚大な被害を受ける可能性のある中小	り、住民に周知させるよう努めるものとする。 【その他】
14	企業の視点に立ち、被災により損なわれる事業継続意欲を支え、よ	CC WIEJ
	止未り近点に立り、淡火により損な4746分ず未飛が息飲を入ん、よ	

提出された意見等の概要及び対応(案)

	意見等の概要	意見等への対応
	り早期の復旧・復興を推進する施策整備は喫緊の課題であると高く	〔その他〕
	評価する。	
13	震災から25年を前に、「中小企業の災害時の事業継続支援」を条	
	例に盛り込むことを歓迎する。	
14	中小企業の振興に係る県の姿勢を明確にする今回の条例改正案	
	に対して、歓迎し賛成する。	
15	今後とも、経営指導員による巡回・窓口相談を拡充する中で、地	
	元中小企業への危機管理意識の醸成を図るとともに、被災後の早期	
	復旧に向けた情報提供や施策普及に尽力していく。	